

令和7年4月8日  
防災くらし安心部

報道関係者 各位

### 自転車の安全適正利用に関する広報啓発活動開始式の実施について

本県では、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。

また、全年齢層の自転車ヘルメット着用については、条例に加えて、道路交通法においても努力義務とされており、本県では、特に高校生以上の着用促進に取り組んでいるところです。

このため、「やまがた創生」に関する包括連携協定に基づき、県、県警察、日本生命保険相互会社山形支社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社山形支店の連携による標記広報啓発活動開始式を実施しますので、取材等について特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

- 1 実施日時及び場所 日 時：令和7年4月14日（月）午前10時から  
場 所：山形県議会棟第一会議室  
※記者の方は、午前9時45分まで議会棟記者室前に集合  
願います。

#### 2 実施内容

県、県警察、日本生命保険相互会社山形支社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社山形支店が共同で作成した新作啓発チラシのお披露目を行います。

なお、閉式後の午前11時より、ヤマザワ松見町店において、合同で街頭啓発活動を実施します。（啓発チラシ、ポケットティッシュを買い物客に対して配布）

担 当：防災くらし安心部  
消費生活・地域安全課  
課長補佐（地域安全対策担当） 秋葉 信  
TEL 023-630-2682  
広報監：防災くらし安心部  
次長（兼）危機管理広報監 岩瀬 一